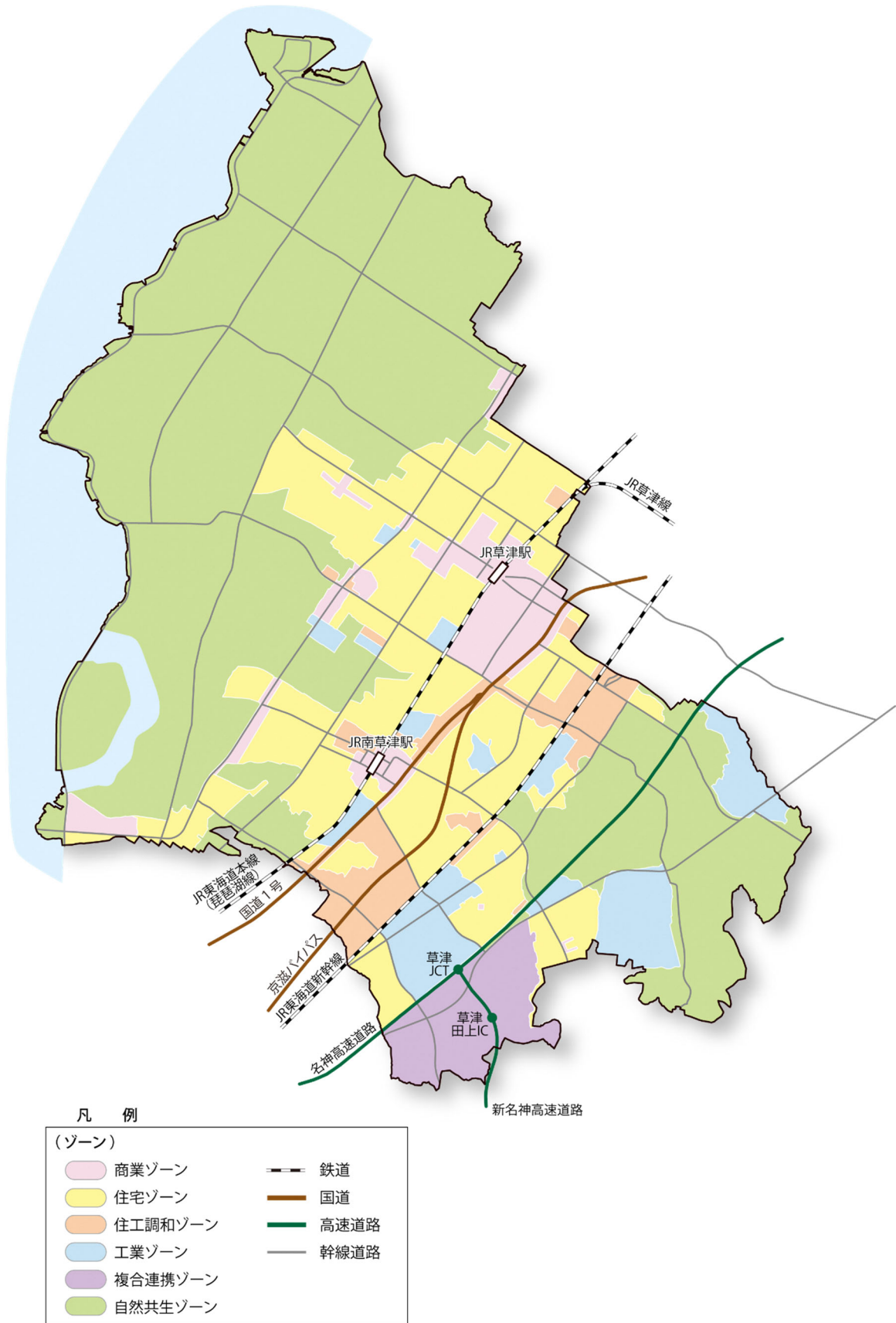


【将来都市構造図（ゾーン）】



(2) 土地利用重点検討区域

本市が持つ土地利用の可能性を最大限に発揮できるよう、ゾーンの中でも特に重点的な検討と取組の推進が必要と考えている 4 種類の区域を設けて、区域ごとに応じた計画的な土地利用を検討し、契機を捉えた都市づくりを目指します。

高度利用区域

【設定箇所】

- ①草津駅西地区、②市街地再開発事業検討地区、③警察署跡地周辺地区、
- ④草津パーキングエリア(PA)付近

【方針】

◇拠点ごとに求められる役割に応じて、高度利用を見据えた都市計画制度の活用等の検討等により、拠点内の更なる質の向上に寄与する土地利用を推進します。

市街化予備区域

【設定箇所】

- ①駒井沢町外地先、②上笠一丁目地先、③西矢倉外地先、④矢橋町外地先、⑤青地町地先、
- ⑥追分南地先

【方針】

◇都市計画法第 34 条第 11 号に基づく特定区域^{注)}および市街地縁辺部において、概ね 10 年先まで想定される人口増加にも対応できる土地利用を推進します。

産業振興区域

【設定箇所】

- ①御倉町外地先、②岡本町地先

【方針】

◇円滑な物流を支える幹線道路沿道において、自然的土地利用との調整を図りながら、広域的な交通利便性を最大限に活用した産業振興が可能となる土地利用を推進します。

湖辺にぎわい創出区域

【設定箇所】

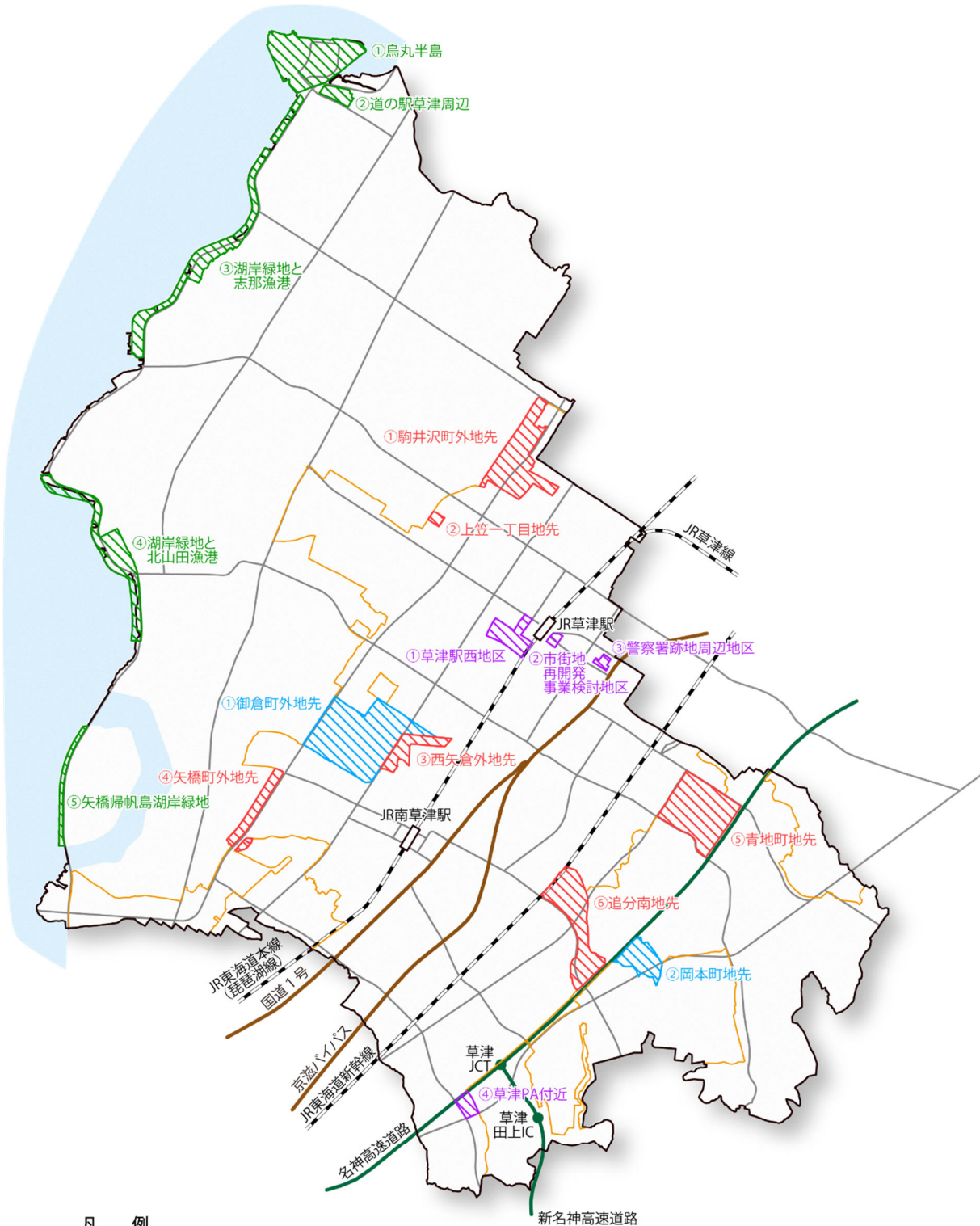
- ①烏丸半島、②道の駅草津周辺、③湖岸緑地と志那漁港、
- ④湖岸緑地と北山田漁港、⑤矢橋帰帆島湖岸緑地

【方針】

◇琵琶湖岸およびその周辺が有する自然資源、琵琶湖の水産資源をもとにした漁港、広大な未利用地を最大限に活用し、地域活性化を図ることができるよう、湖辺のにぎわい創出に寄与する土地利用を推進します。

注) 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成し、主要の道路や排水施設が整備されている住宅等が立地可能な区域のこと

【将来都市構造図（土地利用重点検討区域）】



凡 例

(土地利用重点検討区域)

	高度利用区域		市街化区域
	市街化予備区域		鉄道
	産業振興区域		国道
	湖辺にぎわい創出区域		高速道路
			幹線道路

(3) 核

市内の拠点として、5種類の核を設け、互いに特長を生かした役割を担い、補完し合いながら、市内でメリハリある土地利用に向けた拠点性の向上を目指します。

ゾーンおよび土地利用重点検討区域での土地利用を基に、施設の立地誘導や環境整備等を行うことにより総合的に拠点性を高め、人が集い、活動し、交流できる空間の形成を目指します。

北部中心核

【設定箇所】

JR 草津駅周辺

【方針】

◇市北部の中心市街地として、市内外から多くの人々が訪れ、活発な都市活動や交流が行われる場の形成に向けて、古くから形成されてきた歴史ある街並みと融合しながら、草津市立地適正化計画での誘導施設をはじめとした多様な都市機能の誘導や、市全体の玄関口として、市内各地と繋がる交通結節機能が充実した核の形成を目指します。

南部中心核

【設定箇所】

JR 南草津駅周辺

【方針】

◇市南部の中心市街地として、草津市立地適正化計画での誘導施設をはじめとした多様な都市機能の誘導や、JR 南草津駅周辺が有する新たな取組にも挑戦しやすい環境での多様な都市づくりにより、本市の新たな魅力と価値を創出する核の形成を目指します。

複合連携核

【設定箇所】

びわこ文化公園都市周辺

【方針】

◇びわこ文化公園都市の一部として、草津ジャンクション(JCT)や草津田上インターチェンジ(IC)の広域的な交通利便性を生かし、産学官金の連携、新産業の創出、福祉・医療・文化等の交流を促進する核の形成を目指します。

交流創出核

【設定箇所】

烏丸半島周辺

【方針】

◇琵琶湖岸特有の恵まれた資源・景観を最大限に生かして、市民および本市を訪れる方のにぎわいと“健康”に満ちた多様な余暇の活動を通じた交流を創出する核の形成を目指します。

地域再生核

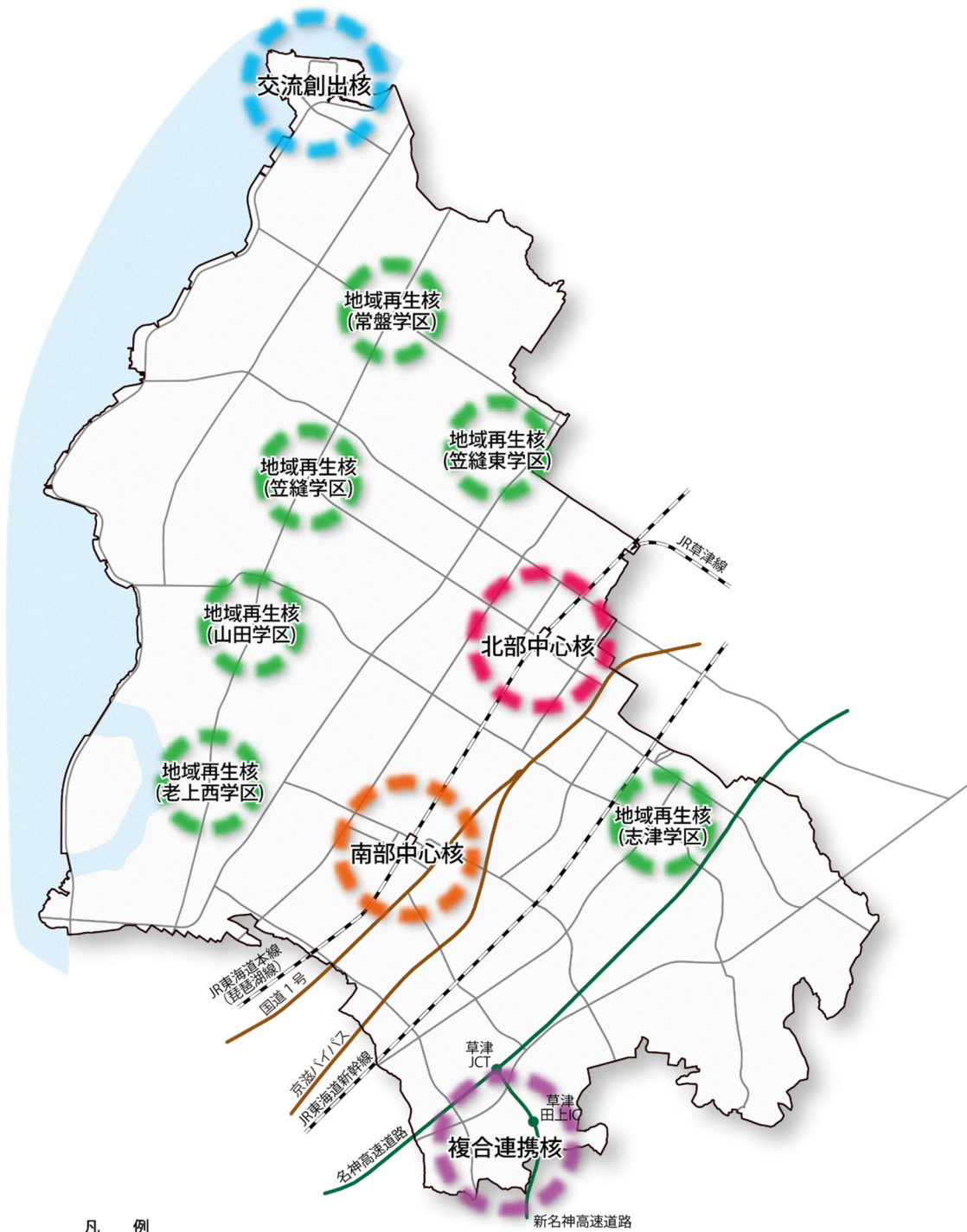
【設定箇所】

常盤学区、笠縫学区、笠縫東学区、山田学区、老上西学区、志津学区

【方針】

◇主に市街化調整区域における生活利便性の確保に向けて、地域との協働により、日常生活に必要な機能を楽しむ地域に身近な拠点、かつ公共交通により他の核と円滑に繋がるための交通拠点になり得る、地域再生の核の形成を目指します。

【将来都市構造図（核）】



凡 例

(核)	
	北部中心核
	南部中心核
	複合連携核
	交流創出核
	地域再生核
	鉄道
	国道
	高速道路
	幹線道路

(4) 軸

市内外や市内の核を道路や公共交通の軸で効果的に結ぶことにより、にぎわいや利便性の向上を図るとともに、景観形成や防災性向上等に寄与する水とみどりの軸の形成を目指します。

↔ 広域連携軸（鉄道） ↔ 広域連携軸（道路）

【設定箇所】

JR 東海道本線(琵琶湖線)、JR 草津線、国道 1 号・京滋バイパス、名神高速道路・新名神高速道路、湖岸道路、(都)大津湖南幹線^{注)}、(都)山手幹線、(都)平野南笠線

【方針】

◇市内と市外を結び、本市を訪れることができる広域性を有した軸の形成を目指します。

都市環状軸

【設定箇所】

まちなか環状軸、ひがし環状軸、にし環状軸

【方針】

- ◇市内全体の交通体系の充実や活性化を図ることを目的として、交通環境整備の推進とともに市内の連携を強化する軸の形成を目指します。
- ◇「まちなか環状軸」は、北部中心核(JR 草津駅)と南部中心核(JR 南草津駅)周辺を結び、本市のまちなかの骨格となる軸の形成を目指します。
- ◇「ひがし環状軸」は、(都)大津湖南幹線・(都)平野南笠線・(都)山手幹線・(都)下笠下砥山線の 4 路線で構成し、2 つの中心核と複合連携核を結ぶとともに、草津田上インターチェンジ(IC)の広域幹線ネットワークを最大限に生かして、市内外を効果的に繋ぐことができる軸の形成を目指します。
- ◇「にし環状軸」は、国道 1 号・(都)平野南笠線・(都)大津湖南幹線・湖岸道路・(都)下物烏丸線・(都)下笠下物線・(都)下笠下砥山線の 7 路線で構成し、2 つの中心核と交流創出核を結ぶとともに、琵琶湖岸等の市西部の住民の広域的な移動の利便性を支え、本市を訪れる方の周遊性に寄与する軸の形成を目指します。

地域連携軸

【設定箇所】

核の間をつなぐバス交通路線

【方針】

◇本市の中心市街地の役割を担う北部中心核・南部中心核と、郊外部の3つの核をつなぐバス交通路線上において、核の間の連携・交流を促す軸の形成を目指します。

水とみどりの軸

【設定箇所】

琵琶湖岸、葉山川、旧草津川(草津川跡地)、草津川、十禅寺川、狼川

【方針】

◇日常的な憩いの場等としての連続性ある空間の確保や、景観形成等への寄与とともに、防災上、管理すべき重要な都市空間として認識して、改修等の促進により都市の安全性に寄与する軸の形成を目指します。

注) (都) は都市計画道路のこと

【将来都市構造図（軸）】



凡 例

(軸)

	広域連携軸(鉄道)		鉄道
	広域連携軸(道路)		国道
	都市環状軸		高速道路
	地域連携軸		幹線道路
	水とみどりの軸		

3-4 分野別方針

都市づくりの理念・目標、将来都市構造の実現に向けて、都市計画に関連した6つの分野についての方針を示します。

都市づくりの目標と、分野別方針との関連性として、特に関連が強い箇所は次のとおりです。

〈都市づくりの目標〉	〈分野別方針〉					
	土地利用	道路・交通	公園・緑地	安全・安心	景観	住宅・住環境
目標1 活力があふれる 都市づくり	●	●				
目標2 住みたいと思える 都市づくり	●		●			●
目標3 多彩な交流と滞在が生まれる 都市づくり		●	●		●	
目標4 安全・安心を実感して 暮らせる都市づくり				●		●
目標5 地域が主役となれる 都市づくり			●	●	●	●

1. 土地利用の方針

ア. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を見据えた計画的な土地利用の誘導・規制により、住宅や商業・工業が調和した都市の持続性と利便性の更なる向上を推進します。

①商業ゾーン（商業系用途地域）の土地利用

- 商業地のにぎわい創出に寄与する施設の立地誘導
- JR草津駅・南草津駅周辺の交通利便性を最大限に発揮させる土地利用の推進
- 幹線道路沿道での商業系土地利用の誘導
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりによる、ゆとりとにぎわいある都市空間の創出

②住宅ゾーン（住居系用途地域）の土地利用

- 歩いて暮らせる利便性の高い居住環境の確保に向けた土地利用の推進
- 草津市立地適正化計画に基づく居住の誘導

③住工調和ゾーン（準工業地域）の土地利用

- 職住が近接し、住環境と操業環境が調和した土地利用の推進

④工業ゾーン（工業系用途地域）の土地利用

- 市内企業の規模拡大や、新規企業の立地促進のための土地利用の推進
- 既存企業における操業環境の確保

⑤複合連携ゾーン（びわこ文化公園都市周辺）の土地利用

- 産学官金の連携による研究開発企業(機能)の土地利用の推進
- 草津パーキングエリア(PA)と連携したびわこ文化公園都市周辺の活性化

イ. 郊外部における自然環境や営農環境等の地域特性を生かしながら、生活利便性の確保や地域コミュニティの維持に資する土地利用を推進します。

①自然共生ゾーン（市街化調整区域）の土地利用

- 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全
- 営農環境と調和した地域振興等を図るための土地利用の誘導
- 耕作放棄地の解消に向けた担い手への農地の集積・集約
- 地区計画制度等の活用による生活利便性の確保等に向けた生活拠点の形成

〈郊外集落地〉

- 空き家活用による地域活性化

ウ. 本市における土地利用の可能性を最大限に生かすための計画的な土地利用を推進します。

①高度利用区域の土地利用

- 高度利用等による土地の有効活用の検討

②市街化予備区域の土地利用

- 都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく計画的な土地利用の誘導

③産業振興区域の土地利用

- 既存企業の市内移転や新規企業の立地促進に向けた計画的な産業用地の確保

④湖辺にぎわい創出区域の土地利用

- 烏丸半島における観光資源を生かした土地利用の推進
- 地方創生・観光を加速する拠点となる道の駅草津の機能強化や周辺の土地利用の推進
- 琵琶湖岸における資源を活用した持続可能な地域振興や観光振興
- 県および関係市と連携したピワイチ観光事業の推進

⑤公有地等の有効利用

- 公共施設跡地の有効利用を図るための検討
- 草津川跡地の未整備区間における整備推進
- 低未利用地の利用促進
- 地域に根差した文化財を生かす施設の検討

【分野に関連する計画】

- 草津市立地適正化計画
(平成 30(2018)年度～令和 21(2039)年度/都市計画課)
- 草津市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）
(令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度/都市再生課)
- 草津市工業振興計画
(平成 21(2009)年度～令和 4(2022)年度/商工観光労政課)
- 草津市版地域再生計画
(平成 30(2018)年度～令和 21(2039)年度/都市計画課)
- 農業振興地域整備計画
(農林水産課)

【土地利用の方針図】



凡 例

(ゾーン)	(自然共生ゾーンにおける土地利用)	(土地利用重点検討区域)	
商業ゾーン	郊外集落地	高度利用区域	市街化区域
住宅ゾーン	地域再生核	市街化予備区域	地区計画
住工調和ゾーン		産業振興区域	鉄道
工業ゾーン		湖辺にぎわい創出区域	国道
複合連携ゾーン			高速道路
自然共生ゾーン			幹線道路

2. 道路・交通の方針

ア. 広域幹線道路が市内を通過する立地の優位性を十分に生かしながら、体系的な道路網の整備を推進します。

①広域的な道路整備

- 都市間連携の強化や市内の更なる移動の利便性に資する軸となる道路の整備促進
- 県内外を結ぶ広域幹線道路ネットワークとしての都市計画道路の整備促進

②都市内における道路整備

- 市内連携に寄与する軸となる道路の整備促進
- 都市の骨格となる都市計画道路の整備促進
- 暮らしの利便性を高める生活道路の整備
- 草津川跡地整備と併せた道路の整備

③道路網の検討

- 近隣市の動向等も踏まえた都市計画道路の見直し検討
- 都市計画道路を補完する構想道路等の必要性・実現可能性の検討

イ. 利便性・回遊性を高めるための交通環境の整備・改善を推進します。

①駐車場・駐輪場の整備

- 草津駅前地下駐車場の利用環境整備
- JR草津駅・南草津駅周辺での自転車駐車スペースの環境整備
- 地域再生核等におけるサイクル&バスライドの環境整備等の検討
- JR草津駅周辺の駐車場配置やあり方の検討

②道路環境の整備

- 円滑な交通の確保に向けたカーブミラーや防護柵等の道路附属物の整備
- 自転車ネットワーク計画による連続性のある自転車走行空間の整備
- 環境負荷に配慮した低騒音舗装の導入推進
- 東海道草津宿本陣通りの歩行環境の改善と沿線街路整備の検討
- JR草津駅・南草津駅周辺の歩行環境の向上と円滑な交通体系の構築に向けた検討

③橋梁道路施設の維持管理

- アセットマネジメントによる橋梁等の維持管理

④駅前広場の機能強化

- まちなかの回遊性向上や公共交通の利用環境改善に向けた駅前広場の機能強化の検討

⑤交通結節点の検討

- 将来的な都市計画道路の整備を踏まえた新たな交通結節点の可能性の検討

ウ. 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を推進します。

①公共交通における利便性の維持・向上

- JR草津線の複線化の促進
- JR草津駅・南草津駅における路線バスの乗り継ぎ利便性の強化
- 路線バスやコミュニティバス(まめバス)の路線改編等の検討
- 低床式車両(低床バス・ユニバーサルデザインタクシー)の導入促進

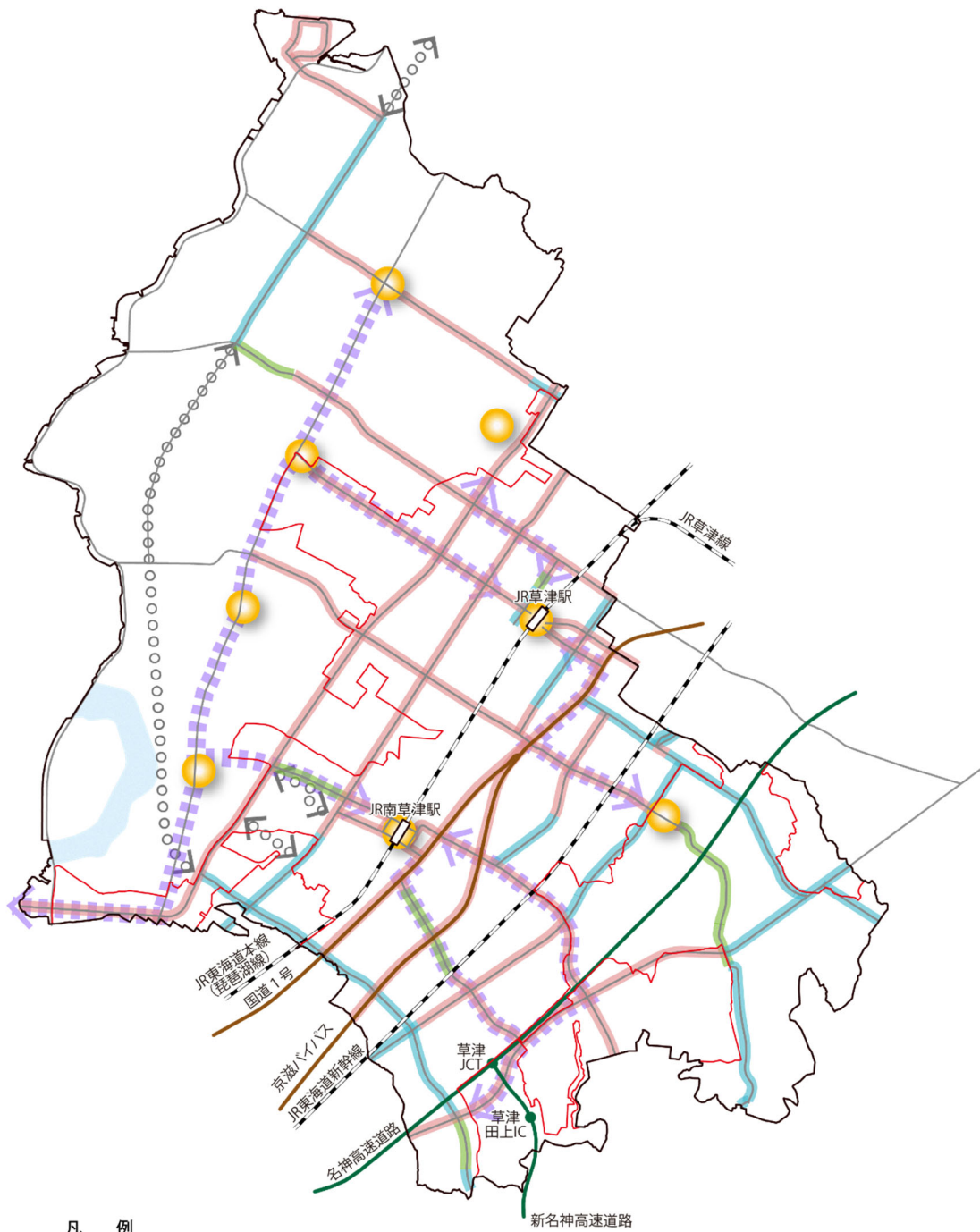
②新たな公共交通施策の検討

- バス交通空白地等におけるデマンド型交通等の移動手段の確保
- 誰もが公共交通を利用しながら快適でスムーズな移動ができる環境の構築に向けたICTの活用等の検討

【分野に関連する計画】

- 草津市都市交通マスタープラン
(平成 26(2014)年度～令和 15(2033)年度/交通政策課)
- 草津市バリアフリー基本構想
(平成 22(2010)年度～/交通政策課)
- 草津市橋梁長寿命化修繕計画
(令和元(2019)年度～/道路課)
- 草津市地域公共交通網形成計画
(平成 30(2018)年度～令和 9(2027)年度/交通政策課)

【道路・交通の方針図】



凡 例

地域連携軸	市街化区域	公共交通の主要結節点
都市計画道路 整備済	鉄道	構想道路
概成済	国道	
未整備	高速道路	
	幹線道路	

3. 公園・緑地の方針

ア. みどり豊かな都市環境の形成に向けて、公園・緑地の適切な整備・維持管理を推進するとともに、琵琶湖岸や丘陵地等の貴重な自然資源を保全・活用します。

①都市公園等の整備・維持管理

- 都市公園・児童遊園の持つレクリエーション空間、身近なグリーンインフラ等の多機能性を最大限に引き出せるような整備・再整備や効率的な維持管理
- まちなかの緑地整備による都市魅力の向上
- 都市公園等の緑のある空間を活用した健康づくり拠点の形成
- 「スポーツ環境の充実」「新たなにぎわいの創出」「スポーツ健康づくりの推進」の実現を図る
(仮称)草津市立プールの整備推進
- クリーンセンター建設により廃止した志津運動公園の代替グラウンド整備の検討

②未着手公園等の整備・見直し検討

- 市民ニーズを踏まえた既存の都市公園等の機能や適正配置の推進
- 土地利用状況等に応じた都市計画公園の見直し検討
- 市民参加による公園機能の検討・整備

③自然資源の保全・活用

- 丘陵地における保安林の管理保全
- 草津守山湖岸風致地区における環境保全
- 自然環境保全地区・保護樹林の指定による良好な自然環境の保全・活用

イ. 水とみどりの資源を保全・活用し、グリーンインフラがもつ多面的な機能を都市づくりに取り入れ、新たなにぎわいや交流を創出します。

①親水性の高い水とみどりの軸の形成

- 市内で連続性のある水とみどりの軸の保全・活用
- 琵琶湖岸における資源を活用した持続可能な地域振興や観光振興

ウ. 市民との協働のもと、緑地や農地を保全します。

①市民との協働による公園の活用や緑化の推進

- 公園利用者の利便性向上や適切かつ効率的な維持管理のための民間活力の導入
- 公共空間等における市民等のガーデニング活動の支援
- 工場周辺における緑地帯等の適切な確保
- 民間団体と連携した草津川緑地の緑化推進

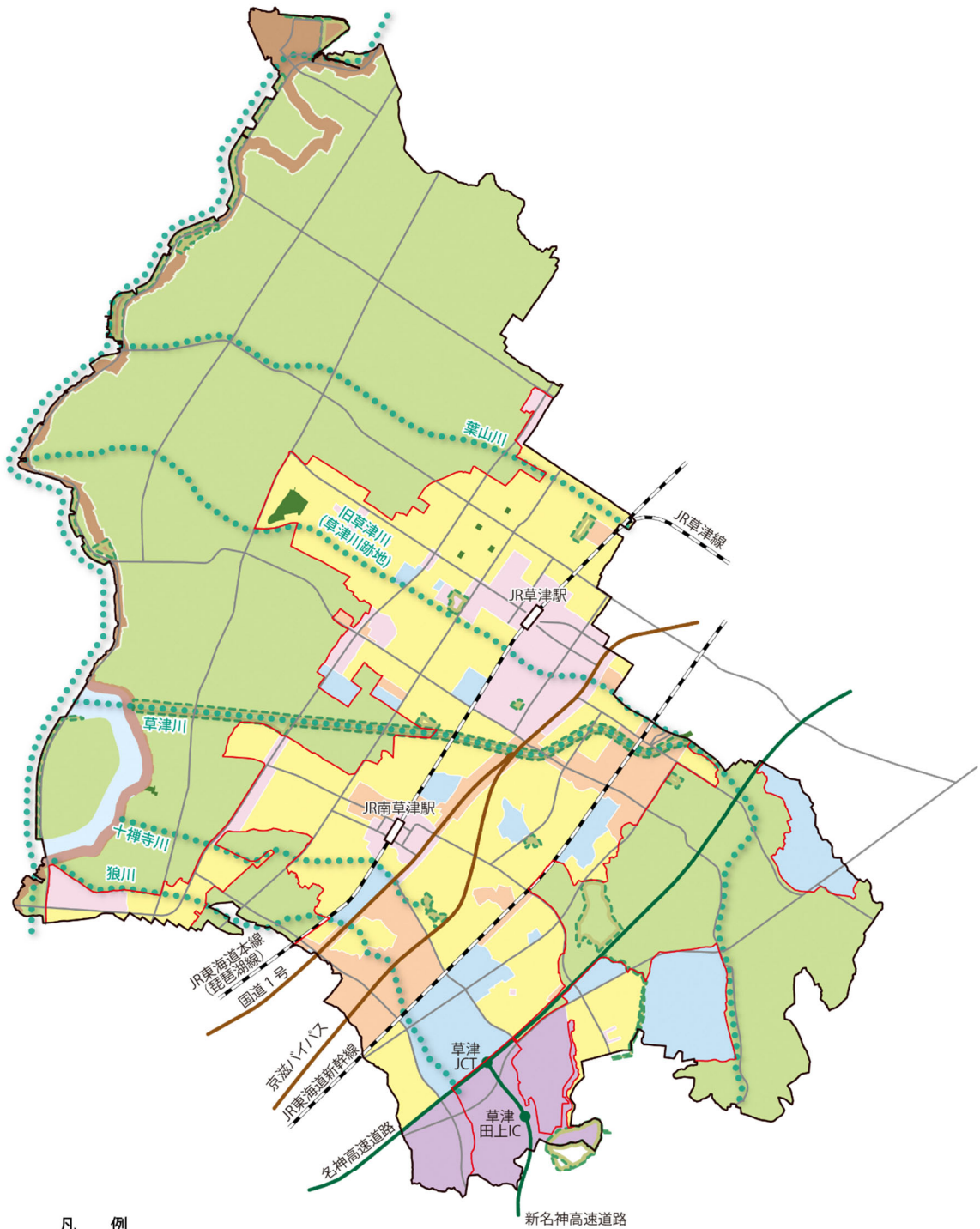
②自然共生ゾーン（市街化調整区域）の土地利用 ※「1. 土地利用の方針」からの再掲

- 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全
- 営農環境と調和した地域振興等を図るための土地利用の誘導
- 耕作放棄地の解消に向けた担い手への農地の集積・集約

【分野に関連する計画】

- 第2次草津市みどりの基本計画（改訂版）
（平成30(2018)年度～/公園緑地課）
- 草津市公園施設長寿命化計画
（平成27(2015)年度～令和6(2024)年度/公園緑地課）
- 草津市景観計画
（平成24(2012)年度～/都市計画課）
- 草津川跡地利用基本計画
（平成24(2012)年度～/草津川跡地整備課）
- 農業振興地域整備計画
（農林水産課）

【公園・緑地の方針図】



凡 例

(ゾーン)		
●●●● 水とみどりの軸	商業ゾーン	市街化区域
■ 風致地区	住宅ゾーン	--- 鉄道
都市計画公園・緑地	住工調和ゾーン	— 国道
■ 供用	工業ゾーン	— 高速道路
○ 未整備	複合連携ゾーン	— 幹線道路
	自然共生ゾーン	

4. 安全・安心の方針

ア. 市民が安心して暮らすことができるよう、自然災害を想定した都市の強靱化を推進します。

① あらゆる既存施設を活用した流域治水の推進

- 県と連携した河川改修の推進
- 河川・排水路の整備や維持管理による都市の雨水排水能力の向上
- 雨水流出量の増加に対応した雨水幹線の整備推進
- 河川の洪水に備えた調整池の確保
- 保水・透水機能を有する樹林地や一時貯留機能を有する水田の保全

② 市街地形成における防災性向上

- 密集市街地の改善に向けた市街地再開発事業の推進
- 斜面地の造成時における土砂災害防止対策の促進
- 既存建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進
- 草津市建築物の浸水対策に関する条例に基づく浸水対策の促進

③ ライフラインの災害対策

- 電気・ガス・上下水道管・通信施設等の更新に合わせた耐震補強
- 浄水場の災害対策

④ 災害時等における緊急活動の円滑化

- 近隣市も含めた広域的な緊急輸送道路ネットワーク等の整備
- 東海道草津宿本陣通りにおける無電柱化の推進

イ. 災害時においても、安全に避難することができる避難所・防災拠点等の整備を推進します。

① 避難所となる公共施設の環境整備

- 指定避難所である学校等におけるオープンスペースの維持
- 誰もが利用しやすい避難所としての公共施設のバリアフリー化等の環境整備

② 安全・安心に資する施設の検討

- 防災機能を備えた公園の検討
- 防災道の駅の検討

ウ. 市民と連携して、防災活動体制や避難意識等の向上に資するソフト対策を推進します。

①災害時の体制構築

- 地域防災計画等に基づく災害時の初動体制の確立
- 自主防災組織の活動支援
- 再開発ビル等における帰宅困難者対策の推進

②ハザードエリアの周知

- ハザードマップ等の更新と配布・周知
- 定期的な被害想定の実施と、情報提供や意識啓発等による地域の防災対策の支援
- 草津市立地適正化計画における防災指針の策定による災害リスクの低減・回避に向けた検討

③近隣市と連携した防災活動体制の強化

- 近隣市との連携強化による相互援助や情報交換システムの充実等の検討

エ. 市民の日常生活の安全性が確保された都市となるよう、交通環境の改善や防犯設備の充実を推進します。

①安全性の向上に資する交通環境の改善

- 歩行者や自転車等の安全確保のための道路整備やバリアフリー化等の推進
- 生活道路における交通安全施設の整備やゾーン 30 の検討

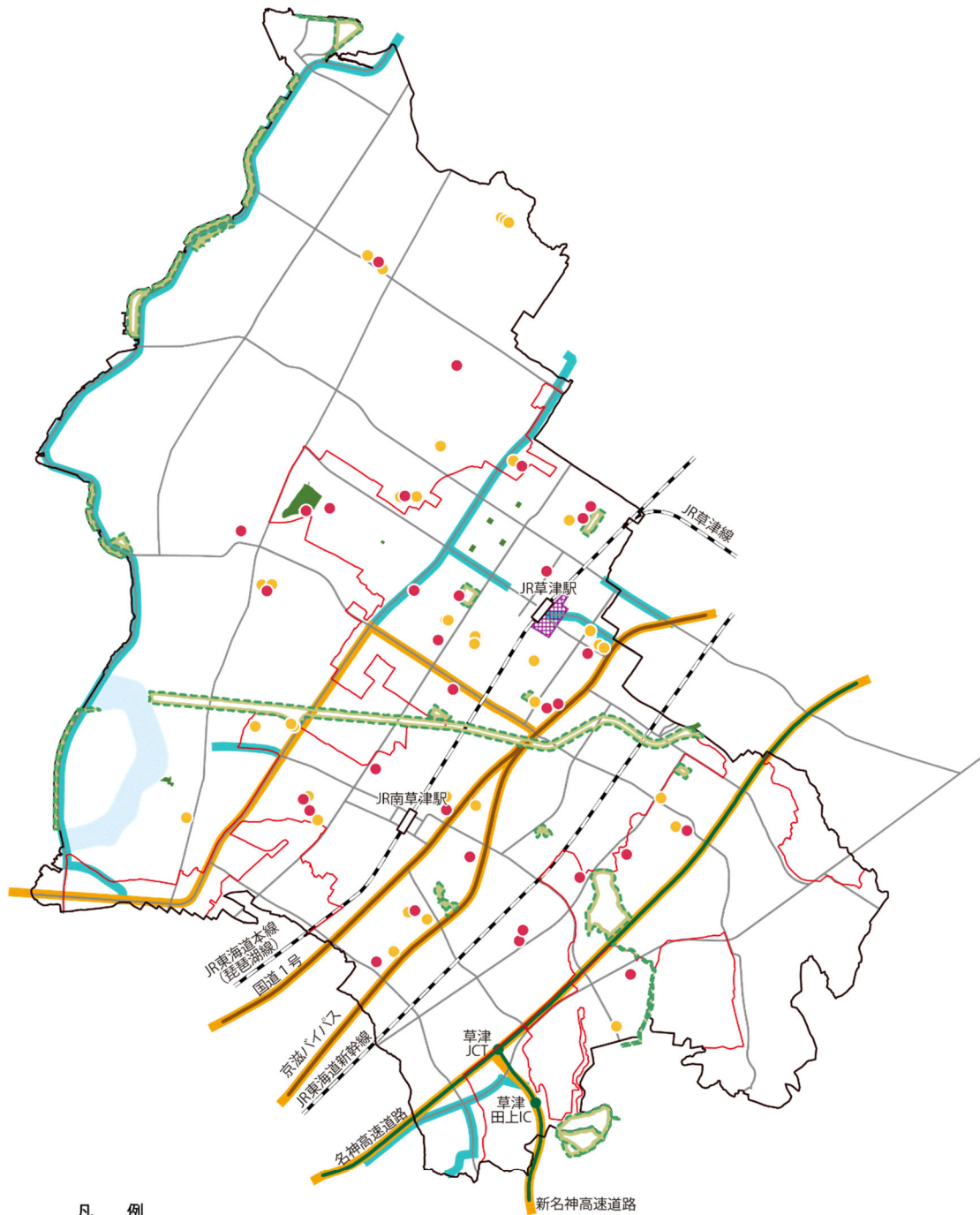
②防犯性の向上に資する防犯設備の充実

- 犯罪抑止のための防犯灯・防犯カメラ等の設置推進

【分野に関連する計画】

- ・草津市地域防災計画（大規模事故災害対策編）
（平成 23(2011)年度～/危機管理課）
- ・草津市地域防災計画（原子力災害対策編）
（平成 28(2016)年度～/危機管理課）
- ・草津市地域防災計画（震災対策編・風水害等対策編）
（令和 3(2021)年度～/危機管理課）
- ・草津市国土強靱化地域計画
（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度/危機管理課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画第 2 期
（平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度/建築課）

【安全・安心の方針図】



凡 例

● 広域避難所	都市計画公園・緑地	○ 市街化区域
● 避難所	● 供用	— 鉄道
緊急輸送道路	○ 未整備	— 国道
— 第一次緊急輸送道路		— 高速道路
— 第二次緊急輸送道路		— 幹線道路
■ 防火地域		

5. 景観の方針

ア. 本市が有する豊かな自然環境を保全するとともに活用し、魅力的な景観形成を推進します。

①自然景観の保全

- 琵琶湖岸と一体となった自然景観の保全
- 自然と共生した広がりある田園景観の保全

②景観資源としての自然の活用

- 草津川跡地整備に伴う良好な景観の創出
- 対岸眺望ポイントの設定による対岸景観の魅力発信

イ. 本市の歴史資源を生かして、本市ならではの風情ある景観形成を推進します。

①旧街道の歴史的な街並み形成

- 東海道草津宿本陣通りにおける無電柱化による景観形成の推進
- 東海道草津宿本陣通りでの東海道統一案内看板の普及啓発

②歴史資源を生かした観光の推進

- 草津市文化財保存活用地域計画等に基づく周遊ルートの検討

ウ. 地域と連携しながら、地域に応じた質の高い景観形成を推進します。

①地域に応じた良好な景観創出

- 草津市景観計画に基づく指導を通じた周辺と調和した良好な景観形成の誘導
- 屋外広告物の規制・誘導による周辺と調和した良好な景観形成の推進
- 地区計画に基づく良好な景観形成の誘導
- 連続性を意識した沿道景観の形成
- 市民の意識醸成や機運を捉えた建築協定や近隣景観形成協定の締結

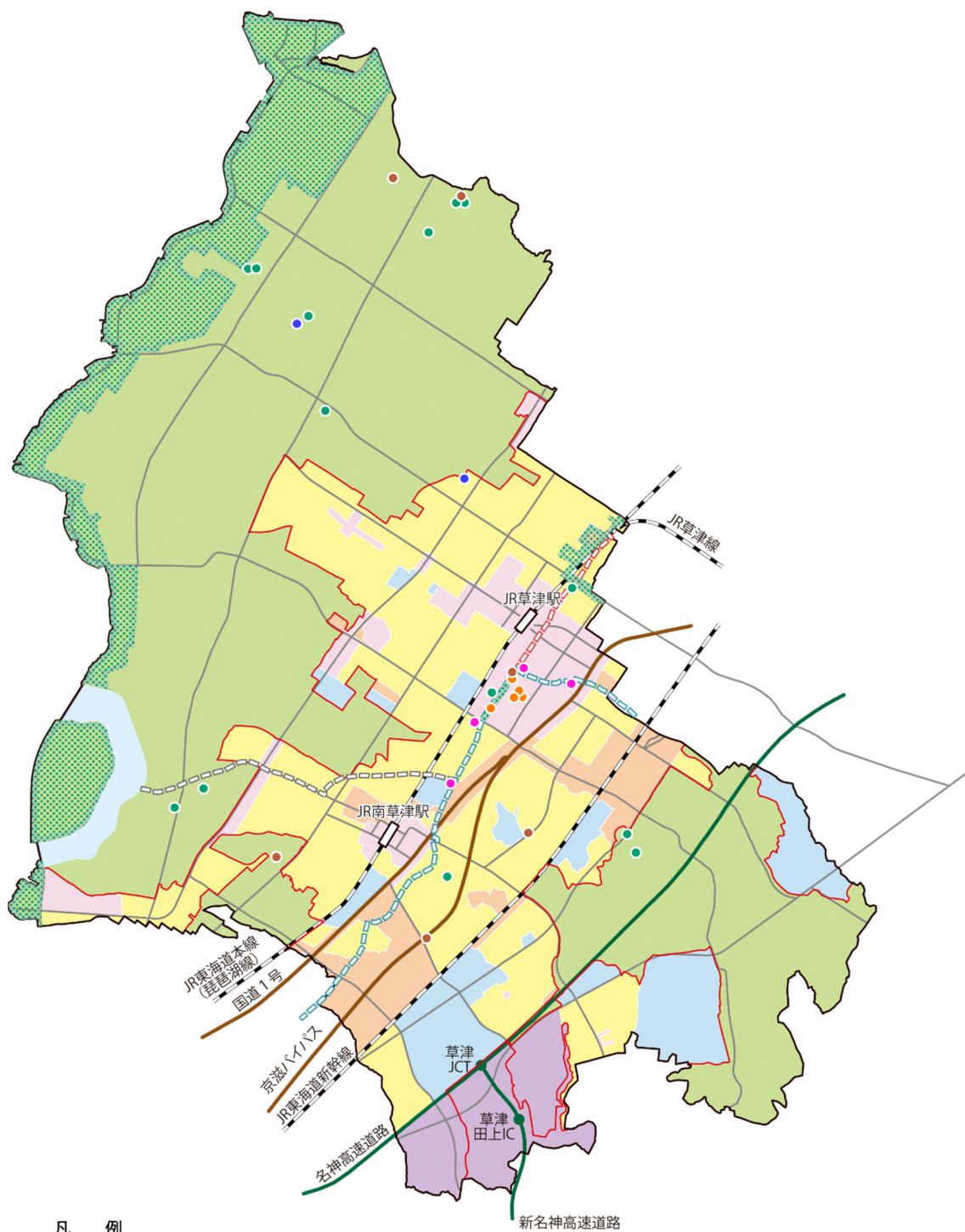
②景観に配慮した施設整備の推進

- 市街地再開発事業や公共施設の整備等における景観アドバイザー制度の活用
- 公共施設の整備等におけるユニバーサルデザインや景観に配慮したサイン等の検討

【分野に関連する計画】

- 草津市景観計画
(平成 24(2012)年度~/都市計画課)
- 草津川跡地利用基本計画
(平成 24(2012)年度~/草津川跡地整備課)
- 草津市文化財保存活用地域計画
(令和 2(2020)年度~令和 11(2029)年度/歴史文化財課)

【景観の方針図】



凡 例

凡 例		(ゾーン)	
● 有形文化財(建造物)	旧街道	商業ゾーン	市街化区域
● 有形文化財(道標)	東海道	住宅ゾーン	鉄道
● 史跡	中山道	住工調和ゾーン	国道
● 天然記念物	矢橋道	工業ゾーン	高速道路
● 登録有形文化財		複合連携ゾーン	幹線道路
● 景観形成重点地区		自然共生ゾーン	

6. 住宅・住環境の方針

ア. 誰もが安心かつ健康に優しく、自立して暮らせる住宅の形成を進めるとともに、多様な居住支援を検討・推進します。

①健康に優しい住宅の普及促進

- 住宅の温熱環境の確保やバリアフリー化の促進

②住宅セーフティネット機能の整備

- 公営住宅の建替えの推進や適切な維持管理
- 住宅確保要配慮者への居住支援活動の検討

イ. 優良な住宅ストックの供給を促進するとともに、空き家の発生予防と市場での流通を促進し、都市全体の魅力の維持・向上を推進します。

①優良な住宅形成・維持管理

- 長期優良住宅等の良質で安全な住宅の供給促進
- 中高層マンションの適切な維持管理の促進
- 安全で快適な居住環境確保に向けた住宅の建替え等による更新

②空き家の予防保全体制の構築・空き家対策の推進

- 住民を主体とした空き家発生の予防保全体制の構築
- 草津市空き家等対策計画に基づく対策の促進
- 市街化調整区域における空き家の利活用の促進

ウ. 地域特性を生かした住環境の魅力向上、生活を支える公共施設等の適切な整備・運用を図り、良好な住環境の保全・整備を推進します。

①地域特性に応じた住環境の整備

- 「まちなか居住」の魅力向上に向けた都市機能の誘導
- 郊外部における生活利便性の確保等に向けた生活拠点の形成
- 住環境の質の向上に向けた市民との協働による建築協定・緑地協定等の締結
- 周辺環境と調和した緑豊かな潤いのある住環境の整備

②上下水道施設の維持管理

- [上下水道施設の効率的な維持管理および普及促進](#)
- 事業者が設置する合併処理浄化槽の適切な管理のための指導

③住環境の維持に資する公共施設の運用

- 草津市立クリーンセンターでの適正なごみ処理による良好な住環境の維持
- 大阪湾フェニックス計画(大阪湾広域臨海環境整備センター)に基づく最終処分場の確保
- 草津市公共施設等総合管理計画に基づく草津市営火葬場の修繕
- 栗東市との広域連携による新たな火葬場の整備

【分野に関連する計画】

- 草津市住宅マスタープラン
(平成 24(2012)年度～令和 3(2021)年度/住宅課)
- 草津市市営住宅長寿命化計画
(平成 29(2017)年度～令和 8(2026)年度/住宅課)
- 草津市空き家等対策計画
(平成 29(2017)年度～令和 3(2021)年度/建築課)
- 草津市立地適正化計画
(平成 30(2018)年度～令和 21(2039)年度/都市計画課)
- 草津市版地域再生計画
(平成 30(2018)年度～令和 21(2039)年度/都市計画課)
- 草津市水道事業経営計画
(平成 23(2011)年度～令和 3(2021)年度/上下水道総務課)
- 草津市公共施設等総合管理計画
(平成 28(2016)年度～令和 17(2035)年度/経営戦略課)